

「働き方・休み方改善コンサルタント」を利用してみませんか？

ご利用は無料です！

企業の働き方の見直しについて、専門的知識・経験を有する『働き方・休み方改善コンサルタント』が、労働時間制度や休日・休暇の取得などの『働き方・休み方』の見直しについてや、コンサルティング訪問、社内教育用講習会の実施、相談等に幅広く対応いたします。

企業が抱える以下のような悩みを【働き方・休み方改善コンサルタント】にご相談下さい！

●特別休暇制度を導入するには？

●年次有給休暇の計画的付与制度とは？

●所定外労働時間を削減するのにはどうすればいいの？

●仕事と生活の調和ってどんなこと？ など

電話による相談対応のほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、アドバイスや資料提供を無料で行います。

ご希望の場合は下記までお問合せ下さい。(または、裏面の申込書をご利用下さい)

お問い合わせ・申し込み先

島根労働局雇用環境・均等室

電話 0852-31-1161

〒690-0841

松江市向島町 134 番地 10 松江地方合同庁舎 5F

働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書

令和 年 月 日

島根労働局雇用環境・均等室 御中

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので申し込みます。

事業場の名称

所在地

電話 ()

事業の種類

労働者数 人

担当者職氏名

希望する事項に○をつけてください

- 1、事業場訪問日時 (希望日 令和 年 月 日頃)
- 2、講習会・社内教育・セミナー等の講師派遣
- 3、資料(パンフレット・好事例等)の提供
- 4、その他 ()

特におたずねになりたい事項があれば、○をつけて下さい

- 1,特別休暇導入支援
- 2,年次有給休暇を取得しやすい環境の整備について
- 3,所定外労働の削減について
- 4,仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について
- 5,労使間の話し合いの機会の整備について
- 6,その他 ()

*本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

下記あて先に郵便または電話により、お申込みください。

【問合せ・申込み先】

島根労働局雇用環境・均等室 電話 0852-31-1161

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階